

令和5年度 国民大運動高知県実行委員会要求書に対する回答（概要）

意見交換実施日：令和6年2月8日（木）

■教育に関する要求

（1）高知県独自の少人数学級措置の推進

本県における少人数学級編制については、国加配のみで措置することができず、本県独自の加配措置を行うことにより実現している。今年度は、少人数学級編制を行うために、国からの加配や県単独の加配を合わせて、81校に119人の教員を配置しているところ。

さらに県独自で少人数学級編成を実施することは、厳しい財政状況の中、また深刻な教員不足が続く現状において、困難である。少人数学級制度の継続及び拡大には、国の加配措置が欠かせないため、今後も引き続き国の定数改善の動向を注視しながら、国に対して、加配定数の充実を含めた定数改善について、要望していく。

（2）複式学級基準の県独自の緩和

全ての複式学級を解消するために、学級編制基準の引き下げを行うことは、大変多くの教員定数が必要となるため、高知県独自で対応することは困難である。

そのため、全国都道府県教育長協議会や教育委員協議会とともに、国に対して複式学級編制基準の改善について要望しているところ。

複式学級における効果的な学習指導の専門性を持った教員育成のために、高知大学教職大学院に現職教員を派遣し、人材育成に取り組んでいる。また、複式の授業づくり講座を実施し、複式学級における指導力向上にも取り組んでいるところ。

今後とも、国への定数改善の要望とともに、複式学級の学習指導の充実を図っていく。

（3）教職員の働き方の改善

1）教職員定数の増加

[小・中学校]

本県は、国の加配にさらに県独自に加配を上乘せし、小・中学校の全学年において35人以下の少人数学級編制を実施するとともに、共同学校事務室の機能強化を図るため、学校事務職員についても加配による配置を行っている。

国に対して必要な教職員定数について要望を行うとともに、様々な手段を用いて教員の確保に努め、一人でも多くの教員を学校現場に配置できるよう努めていく。

[県立学校]

本県の教職員の配置数については、標準法定数に対する充足率が107.4%となっており、全国と比べても高い状況にある。これにより、中山間地域の小規模校の活性化や特別な支援を必要とする生徒、基礎学力が十分に定着していない生徒等への手厚い支援が可能となるよう必要な配置を行っている。

生徒一人一人の学習状況等に応じたきめ細やかな対応ができるよう、今後も、国の定数改善を注視するとともに、県単での配置についても要望していく。

2）労働安全衛生体制の確立

県立学校における労働安全衛生管理については、「高知県立学校職員安全衛生管理規程」を制定し対応をしており、事務局の総括衛生管理者である教育次長が県立学校職員安全衛生管理者となり、校長を指揮しながら統括管理をおこなっている。

各学校に対しては、衛生委員会での取組内容等の情報提供を行うなど、安全衛生管理体制の適切な確立に向けた支援を実施している。

市町村立小・中学校については、市町村教育委員会が、その責任で実施すべきものであり、労働基準監督権限も市町村長にあるため、県は指導する立場（権限）にはない。

しかしながら、適切な学校運営のためには、教職員の健康と職場環境の整備は重要な要素であることから、今後も、制度改正等に関する情報提供や研修の場の提供等の支援を行っていくとしている。

3) 実効ある多忙化解消策の実現

(報告書削減、指導案簡素化、タテ持ち中止等)

その成果等を国や財政当局に説明する必要があるため、所定の様式による報告書が必要なものもあるが、研究指定など、その他の報告書については、学校に過大な負担が生じないように、様式の見直し等を行っているところ。

指導案については、授業を行う際に、単元の目標や授業の構成、児童生徒観や評価の観点等、授業の設計図としての大切な役割を果たすものであり、教員の授業力を育むためには、指導案を作成する経験を積むことが必要であると考えます。

しかしながら、指導案を作成する機会の設定やその様式などは、各学校長に委ねられており、教員の育成と働き方改革の視点から必要に応じて適切に判断されるべきものと考えます。また、県教育委員会では、現在、管理主事訪問における指導案の作成は求めている。

働き方改革の一環として指導案のデータベース化を進め、教員間で共有、活用することで、特に経験の浅い若年教員の負担軽減にも取り組む予定である。

「教科のタテ持ち」については、学校が日常的にOJTの活性化を図り、組織的に授業改善に取り組む体制づくりを強化することを目的としており、県内中学校の学校規模に応じて導入している。タテ持ち実施校には主幹教諭を加配し、組織的な指導力向上に取り組んでいる。

先輩教員が若年教員にアドバイスしたり、共に学び合ったりする場面も多く見られるようになったとの声も聞かれており、中学校における組織的な授業改善や生徒指導の共有に効果の見られる「教科のタテ持ち」については今後も継続して充実させていく必要があると考えている。

(4) 県版学テの廃止

1) 県版学テの廃止 2) 指導主事訪問の対象県版学テの廃止

高知県学力定着状況調査は、児童生徒の学力の定着状況を調査・把握して、一人一人の子どもの強みや弱みを強化・補強したうえで、次の学年へ進級させることを目的に実施をしている。

なお、平成30年度からは、業者による採点を実施しており、教職員の業務負担の軽減も図っているところ。

指導主事は、市町村教育委員会の施策や学校の教育活動を支援することを主な役割としている。市町村教育委員会の意向や各学校からの要請を受け、各校の強みや弱みを分析し、学力向上の取組に参考となる資料をもって訪問を行っているところ。

公立小・中・義務教育学校への訪問については、市町村教育委員会の意向を聞き、連携・協働しながら実施をしている。「学校が望まなければ、訪問は行っていない」という点については、変わりはない。

(5) 障害児教育の充実

1) 特別支援学級の定数緩和など

厳しい予算状況の下、本県独自に定数の改善を図ることは困難。ただ、多人数の特別支援学級がある場合や、障害が重複または重度の障害がある児童生徒が入級するような場合などは、必要に応じて市町村教育委員会と協議の上、児童生徒支援のための加配を行っている。

併せて、小中学校の自閉症・情緒障害特別支援学級担当者が指導方法等を学び合う機会を設定し、各担当者の専門性を高めていく取組を行っているところ。

今後も引き続き、国の加配定数の確保に努めるとともに、国に対して特別支援学級の編制基準の引き下げ及びそれに伴う定数改善について、全国都道府県教育長協議会や教育委員協議会とともに要望していく。

(6) 不登校対策の充実

1) 対応人員の増加

現在、全ての小・中学校に組織的な不登校対策の中心的な役割を担う教員を職務として位置づけるとともに、11の中学校区内に小中連携担当教員や校内サポートルームコーディネーター教員を配置し、有効な支援体制の在り方の研究をしている。また、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーを全公立学校へ配置しており、1校あたりの配置時間は、国の配置基準より高い状況にある。

こうした体制を整えることにより、校内支援会の充実など、組織的対応が図られてきた。

今後、不登校支援が持続可能なものとなるよう、地域の方々の力を借りるなどの支援策について、市町村教育委員会とも連携を図りながら検討したいと考えている。

(7) 採用審査制度の見直し

1) 実施日程の見直し

本県では、関西会場での実施や、1次審査の日程を早めることで、多くの受審者数を確保してきた。さらに来年度は審査日を6月1日とするなど、受審者の確保につなげていきたいと考えている。

2) 臨時教員免除制度の充実等

前年度の1次審査を合格した者は翌年度の「1次審査」を、本県の臨時教員として24月以上の勤務経験を有する者は1次審査における「教職・一般教養」の筆記試験を免除している。

来年度の採用審査については、臨時教員の免除制度をさらに改善することとしている。具体的には、第1次審査の全部免除の条件を直近3年間の合格者に拡大することや、一部免除の条件である直近4年間の期間を撤廃し、通算24月以上の県内臨時教員経験があれば、第1次審査の教職・一般教養を免除することとしている。

他方、臨時教員のみが受審できる特別選考枠の設置や、通算24月以上の臨時教員経験の短縮については、教員としての資質・能力の担保が図れるかなどの観点を検討していく必要があるものと考えている。また、支援員に対する免除については、支援員の職務内容は、教員とは異なるものであることから、現時点では難しいものと考えている。

今後も臨時教員への採用審査制度については、引き続き検討していく。

(8) 学校の自主性に任せた教科担任制の実施

小学校教科担任制については、小・中学校の円滑な接続を図るとともに、学級担任の持ち時間数の軽減や児童生徒と向き合う時間の確保、小学校における組織力の向上につながるため、本県の教育振興における有効な施策の一つと考えている。

子どもへの教育効果の向上と教職員の負担軽減の両立を目指した教科担任制の取組に多くの学校が積極的に取り組んでもらえるよう、加配教員の配置や学校間連携の推進など、実行可能な

体制を整えていきたいと考えている。これらの体制が整っていない状況において、強制するものではない。

そのため、国に対しては、小規模校への専科教員の配置も見込んだ加配の要望をあげていくとともに、効果的な兼務校の組み合わせ等について市町村教育委員会と協議を重ねていきたいと考えている。

(9) 中学校部活動の地域移行の慎重な検討

教員の負担軽減を受け、専門的な指導ができる職員が配置されていない学校を中心に、単独で指導・大会引率等のできる部活動指導員の配置を支援している。

現在、多くの市町村において、部活動改革に関わる会議を設置するなど、地域移行等について検討を行っている。県としても、それぞれの地域の実情を把握するため、各市町村の会議へ積極的に参加しているところ。

地域移行に伴う経済的負担については、現在行っている部活動の地域移行実証事業などを通じて課題を整理し、必要に応じて国にも提言していく。

(10) 臨時教職員の削減

1) 連年での同一校勤務

小・中学校の教職員定数は毎年変動するため、正規教職員の過員を防ぐためにも、一定数の臨時教職員を配置する必要がある。高等学校の教職員定数については、変動は少ないものの、県全域が異動対象となるため、教職員の事情により異動が困難な場合もあり、一定数の臨時教職員を配置する必要がある。

しかし、児童生徒への教育効果や安定的な雇用の面から、正規職員の割合を増やしていくことは重要であるため、引き続き、教員採用審査の工夫改善等を行い、正規教職員の確保に努める。

小・中学校の臨時教員の配置については、教員としての成長を促すため、基本的にはより多くの学校現場の経験をしていただきたいと考えている。そのうえで、志願者の居住地や勤務条件等を考慮しながら、県全体で配置を考えている。ただし、学校状況等を踏まえ連年での配置が必要と判断される場合は、連年同一校となる場合もある。高等学校においても同様に、学校運営上、連年同一校で勤務する者も若干いるものの、異なる学校や校種での勤務が臨時教職員の成長につながるものであり、同一校での配置は少ない状況である。

2) 代替配置の実現

代替未配置の解消に向け、県教育委員会は市町村教育委員会と連携し、退職教員等への働きかけを積極的に行ってきた。また、新聞広告やテレビ、ラジオ等を通じて臨時教員を募集し、教員免許状保有者の掘り起しにも努めているところ。さらに、SNS等を活用した県内外への発信や、本県採用審査を受審された他県出身者に対する呼びかけ等も行っている。今後様々な手立てを用いて、代替未配置を起こさないよう努めていく。

(13) 県立学校のトイレ拡充

県立学校のトイレについては、衛生環境の向上を目指し、和式トイレの洋式化を進めると共に、湿式から乾式へ改修を進めているところ。

県立学校全体の一人当たりの便器数は、男子生徒用対女子生徒用が「1対1.9」であり、割合は「1対2」に近い。男子生徒の多い工業高校3校の一人当たりの便器数では、「1対2.8」の割合で、一人当たり便器数は女子がさらに多い状況